様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処分名	大津市旧大津公会堂ホール等の利用料金の減免		
根拠法令名	大津市旧大津公会堂条例（平成 21 年条例第 33 号）		（条項）第６条
基準法令名			
所管部署	都市計画部　都市魅力創造課		
標準処理時間	３日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　大津市旧大津公会堂ホール等の利用料金の減免基準　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［施設の利用料金の減免基準］

施設の利用料金の減免については、大津市旧大津公会堂条例第６条の規定によるものとする。なお同条が規定する「特別の理由」とは、次の事項に該当する場合をいう。

（１）　本市及び本市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合　　免除

（２）　指定管理者が自ら行う、当該施設の設置目的に合致した市民、観光旅行者等の交流を推進し、もって中心市街地の活性化を図ると市長が認める事業に使用する場合　　免除

参　考

【根拠法令】

大津市旧大津公会堂条例

第６条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。